重要事項説明書

いきいきケアプラン相談室

お客様（またはお客様の家族）が利用しようと考えている福祉用具貸与サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

１．事業所について

事業所名　いきいきケアプラン相談室
介護保険事業所番号　大阪府指定　２７７０２０００３４
提供するサービスの種類　福祉用具貸与
連絡先および担当者　レンタル事業部
門 林　広 幸
通常のサービス実施地域　福島区、此花区、西区、北区

２．営業日および営業時間

営業日　月曜日～金曜日(祝日・土・日曜及び当社規定の休日を除く)
営業時間　９時００分～１７時３０分（平日）

３．事業所の職員体制

管理者氏名　門林　広幸
福祉用具専門相談員　１０名（常勤兼務１０名）

４．利用料およびお支払い方法について

お客様（ご利用者様）からいただく利用者負担金は次のとおりです。

利　用　品　目	数量	利用料金（金額）	利用者負担額（１割）
合　計			

・レンタルは１ケ月単位ですが、開始月と終了月の利用料は次のようになります。

①レンタル開始月のレンタル料
・納品日がその月の１５日以前：１ケ月分全額
・納品日がその月の１６日以降：１ケ月分の１／２の額
②レンタル解約月のレンタル料
・解約日がその月の１５日以前：１ケ月分の１／２の額
・解約日がその月の１６日以降：１ケ月分全額
③納品と解約が同じ月内に行なわれた場合：１ケ月分全額

・介護保険適用外の場合及び利用料が介護保険のご利用上限額を超える場合は、

全額ご利用者負担となります。

・居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼しない場合等『償還払い』となる場合は、利用料の全額を一旦お支払いいただき、その後市町村に領収書を付けて保険給付分の９割を請求して還付を受けることになります。

・消費税は利用料金に含まれています（内税）。

・レンタル品の利用料は月末にお支払いいただきます。

５．キャンセルについて

居宅サービス計画を作成後、福祉用具の納品前にそのすべてもしくは一部をキャンセルされる場合は、納品の前日までに下記へご連絡ください。

（キャンセル料は原則としてかかりません）

連絡先：いきいきケアプラン相談室

電話：０６－６４６３－１１３１　ＦＡＸ：０６－６４６３－１１６１

６．事業の目的および方針

・指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準に定める内容を遵守し、事業を実施いたします。
・ご利用者の自立の補助および介護者の負担軽減を図る福祉用具を、常に利用者の立場に立って選定、提供いたします。
・常にサービスの質の向上を目指し、利用者の立場に立った自己評価を行い、それに基づく改善を図るよう努めます。
・常に安全かつ衛生的で正常な機能を有する福祉用具の貸与を行います。
・ご利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するよう努めます。

７．相談や苦情について

いきいきケアプラン相談室　レンタル事業部
相談担当：門林　広幸
電話：０６－６４６３－１１３１　ＦＡＸ：０６－６４６３－１１６１
受付時間：９時００分～１７時３０分（平日）

８．当社の概要について

名　　　称：医療法人藤田会

代表者氏名：藤田　昌弘
所　在　地：大阪府大阪市福島区吉野４丁目２９番１８号

９.事故発生時及び緊急時の対応について

※　レンタルした機器において事故が発生した場合、下記に連絡ください

いきいきケアプラン相談室

相談担当：

電話：０６－６４６３－１１３１　ＦＡＸ：０６－６４６３－１１６１

営業時間外での緊急連絡先

電話：０６－６４６３－１１３１（日、祝日　１７：３０～9:００）

《事故発生時の対応の手順》

★事故発生！

- レンタル品でケガをした
- 電動四輪車が動かない
- ベッドが動かない
- 車椅子がパンクした。タイヤの空気が減った

・　エアーマットに穴があいて壊れた
・　レンタル品が盗難にあった、壊れてしまった

ｅｔｓ．

①上記にご一報
　状況の把握に努め、応急処置の指導をいたします。
②緊急に応対・駆けつけ（※必ず）
　担当サービス営業マンの派遣をいたします。
③事故対応
　関係機関（行政・メーカー・社内）に連絡いたします。
　対応策の決定
④フィードバック
　事故発生原因の調査及び対応策の結果を報告させていただきます。
　今後の事故防止策、対応策の協議をさせていただきます。

１０．秘密の保持と個人情報の保護について

①ご利用者およびその家族に関する秘密の保持について

事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知り得たご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

②個人情報の保護について

事業者は、ご利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、ご利用者の個人情報を用いません。また、ご利用者の家族の個人情報についても、同様とします。事業者は、ご利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

１１．その他の事項について

※福祉用具レンタルサービスの実施に伴って生じる事故等で当社の責に帰すべからざる事由による損害については賠償できません。(契約書第１７条をご覧下さい。)
※当社の『レンタルサービス』カタログを使って説明いたします。

重要事項説明確認欄

平成　　年　　月　　日

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者　所在地　　大阪府大阪市福島区吉野４丁目２９番１８号
　　　　事業者名　　いきいきケアプラン相談室

　　　　説明者　　　　　　　　　　　　印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

ご利用者　住所

　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　印

代理人　住所

　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　印

福祉用具レンタルサービス契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「ご利用者」という）といきいきケアプラン相談室（以下「事業者」という）は、ご利用者に対して事業者が行う福祉用具レンタルサービスについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

（契約の目的）
第１条　事業者は、ご利用者が適切な福祉用具を用いてその心身の機能を補い、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、福祉用具レンタルサービスを提供します。

（福祉用具レンタルサービス）
第２条　本契約において「福祉用具レンタルサービス」とは、事業者が専門的知識にもとづいて適切な福祉用具の選定に関する相談、助言を行い、契約者に応じて選定されたレンタル商品を賃貸するサービスをいうものとします。
②　本契約において「福祉用具」とは、利用者の心身の機能を補いまたはその介護に必要な福祉機器、介護用品をいうものとします。
③　事業者がご利用者に対して実施する福祉用具レンタルサービスの内容、契約期間、費用等の事項は、「レンタルサービス」カタログに定めるとおりとします。

（サービス事業者）
第３条　本契約において「サービス事業者」とは、福祉用具専門相談員等事業者が福祉用具レンタルサービスを提供するために使用する者をいうものとします。
②　事業者は、福祉用具に関する専門的知識を有し、利用者および介護者等に対して適切な相談、援助等を行うことができるサービス従事者を選任し、福祉用具レンタルサービスの提供にあたるものとします。

（レンタル商品の選定、変更、提供の中止）
第４条　事業者は、レンタル商品の選定にあたって、福祉用具専門相談員によってご利用者の心身、生活の状況、福祉用具を設置、使用する環境等について聴取するものとします。
②　事業者は、前項の聴取にもとづいて利用者または介護者等に対して適切な福祉用具について説明を行い、ご利用者および介護者等と協議してレンタル商品を選定します。この場合に、事業者は必要に応じてご利用者の主治医等に助言、指導を求めることができます。
③　事業者は、ご利用者の要請に応じてレンタル商品の使用状況ならびに利用者の心身、生活の状況等を確認するものとします。
④　前項の結果または医師、居宅介護支援事業者の助言、指導にもとづいて、レンタル商品の変更もしくは提供中止の必要があると認められた場合には、事業者はご利用者および介護者等と協議してレンタル商品を変更し、またはその提供を中止するものとします。ただし、本契約にもとづく福祉用具レンタルサービスの提供について居宅サービス計画が作成されている場合には、事業者は居宅介護支援事業者に対して居宅サービス計画の変更を要請するものとします。
⑤　ご利用者および介護者等は、レンタル商品の選定、変更等に関する主治医、医療機関その他関係機関との連携（助言、指導等）について事業者に協力するものとします。

（利用者および介護者等の義務）
第５条　ご利用者は、レンタル商品について定められた使用方法および使用上の注意事項を遵守するものとします。
②　ご利用者は、事業者の承諾を得ることなくレンタル商品の仕様変更、加工、改造等を行うことはできません。
③　ご利用者は、事業者の承諾を得ることなく本契約にもとづく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡しまたは転貸することはできません。
④　ご利用者および介護者等は、利用者の転居、入院、死亡などレンタル商品の利用状況に変更があった場合には速やかに事業者に通知するものとします。

（レンタル商品の納品）
第６条　事業者は、レンタル商品を利用者へ引き渡すにあたって、サービス従事者によって組立、設置を行い、レンタル商品の作動具合およびご利用者への適合状況を確認するものとします。
②　事業者は、レンタル商品を利用者へ引き渡すにあたって、ご利用者または介護者等に対してレンタル商品の使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等を説明し、取扱説明書を交付するものとします。

（レンタル商品の修理、交換）
第７条　ご利用者は、本契約に定めたレンタル商品と異なる機種が納品され、または使用中のレンタル商品について故障、破損が発生したことを発見した場合には、速やかに事業者に通知し、事業者は当該レンタル商品について修理または交換を行うものとします。
②　前項の修理、交換に伴う費用は原則として事業者が負担するものとします。ただし、ご利用者側の事情によりレンタル商品の交換、変更を希望する場合またはご利用者もしくは介護者等が事業者もしくはサービス従事者の指示、説明に反してレンタル商品を使用したために故障、破損が発生した場合には、この費用はご利用者が負担するものとします。

（その他の義務）
第８条　事業者は、ご利用者に対する福祉用具レンタルサービスの実施について記録を作成し、２年間は保管するとともに､契約者もしくは代理人の請求に応じてこれを閲覧させ､またはその複写物を交付するものとします。
②　事業者は、福祉用具レンタルサービスの提供のために準備した福祉用具およびその消毒、保管、点検、運搬等について、安全衛生をふまえて適切な管理を行うものとします。

（守秘義務）
第９条　　事業者およびサービス従事者は、正当な理由がないかぎりその業務上知りえたご利用者またはその家族の秘密を漏らしません。
②　事業者は、サービス従事者が退職後、在職中知りえた利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
③　事業者は、ご利用者の個人情報を用いる場合はご利用者の同意を、ご利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得ないかぎり、サービス従事者に利用者またはその家族の個人情報を用いさせません。

（サービス利用料金）
第１０条　ご利用者は、事業者に対して所定の料金体系にもとづいて計算されたサービス利用料金を支払うものとします。
②　本契約にもとづく福祉用具レンタルサービスの利用について、公的介護保険の適用がある場合には、ご利用者はサービス利用料金から保険給付額を差し引いた差額分をサービス利用料金として支払うものとします。
③　サービス利用料金は１カ月ごとに計算いたします。（但し、月の１６日以降にサービスを開始した場合には、所定の料金の５０％とします）ご利用者はこれを契約開始月については納品時に、２カ月目以降については事業者が指定する方法で支払うものとします。
④　支払期日において､本条第１項および第２項に定めるサービス利用料金の支払いがなされなかった場合には、事業者はご利用者に対して、支払期日の翌日から支払完了の日までの日数に応じて年率１４．６％の割合で計算した遅延利息をあわせて請求できるものとします。

（料金体系の変更）
第１１条　事業者は、やむをえない事情により所定の料金体系を変更した場合には、本契約の有効期間中であってもご利用者に対してサービス利用料金の増額または減額を求めることができます。この場合、事業者はご利用者に対して１ヶ月前に文書をもって通知するものとします。
①　ご利用者は、前項の変更を了承することができない場合には本契約を解約することができます。
②　前項の場合、ご利用者は契約解除日までの料金算定方式に応じて所定のサービス利用料金を事業者に支払う

ものとします。

（ご利用者による中途解約）
第１２条　ご利用者は、レンタル商品が不要となった場合には、契約の有効期間中であっても本契約を解約することができます。この場合には、ご利用者は契約終了を希望する日の１週間前までに事業者に通知するものとします。ただし、ご利用者の入院等契約を継続することができない特別な事情が生じた場合には、通知日をもって解約することができます。
②　前項の場合に、契約終了月について既に支払われたサービス利用料金は返還されないものとします。

（契約の解除）
第１３条　ご利用者は、事業者が以下の事由に該当する場合には、本契約を解約することができます。
１．事業者が正当な理由なく本契約に定める福祉用具レンタルサービスを実施せず、ご利用者の請求にもかかわらずこれを実施しようとしない場合
２．事業者が第９条に定める守秘義務に違反した場合
３．事業者が、利用者もしくは介護者等の生命、身体、財産、信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
４．事業者が破産した場合
②　前項第２号、第３号および第４号の場合には、利用者は契約解除日までの料金算定方式に応じて所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
③　事業者は、ご利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。
１．ご利用者によるサービス利用料金の支払いが２ヶ月以上遅延し、事業者の相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
２．ご利用者もしくは介護者等が第５条に定めた義務に違反し、または著しい不信行為を行うなど本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
３．レンタル商品の利用場所が事業者のサービス区域外へ移転する場合
④ 前項第１号および第２号の場合には、ご利用者は契約が終了する利用月について所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。また、前項第３号の場合には、ご利用者は契約解除日までの料金算定方式に応じて所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

（契約の終了）
第１４条　契約の有効期間中以下の事由が生じた場合には、本契約は終了するものとします。
１．ご利用者が死亡した場合
２．地震、噴火等の天災その他利用者の責に帰すべからざる事由によりレンタル商品が消失または破損し使用できなくなった場合

（レンタル商品の回収）
第１５条　事業者は、本契約の終了またはレンタル商品の交換、変更等により利用者からレンタル商品の回収依頼をうけた場合には、速やかにレンタル商品を回収するものとします。
②　前項の場合に、ご利用者は、契約終了日または回収依頼日までの料金算定方式に応じて所定のサービス利用料金を支払うものとします。
③レンタル商品の利用場所が事業者のサービス区域外にある場合には、ご利用者は事業者に別途費用（回収費用等）を支払うものとします。

（事業者の損害賠償責任）
第１６条　事業者は、レンタル商品の故障、欠陥により、もしくは福祉用具レンタルサービスの実施に伴って、または第９条に定める守秘義務に違反してご利用者または介護者等の生命、身体、財産、信用等を傷つけた場合は、その損害を賠償するものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第１７条　福祉用具レンタルサービスの実施に伴って事業者の責に帰すべからざる事由によって生じた損害は賠償されません。とりわけ、以下の事由に該当する場合には、事業者は損害賠償義務を負いません。
１．ご利用者がその疾患、心身状態および福祉用具の設置、使用環境等レンタル商品の選定に必要な事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
２．ご利用者の急激な体調の変化等事業者の実施した福祉用具レンタルサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
３．ご利用者もしくは介護者等が、事業者およびサービス従事者の指示、説明に反しまたは第５条第２項の定めに反して行った行為に起因して損害が発生した場合

（ご利用者の損害賠償責任）
第１８条　事業者は、ご利用者の故意または過失（第５条第１項および第２項に定める義務の違反を含む）によってレンタル商品が消失し、または回収したレンタル商品について通常の使用状態を超える極度の破損、汚損等が認められる場合には、ご利用者に対して補修費もしくは弁償費相当額の支払いを請求することができます。

（契約当事者の変更等）
第１９条　事業者はご利用者に対し、本契約の締結に際してあらかじめ親族等を代理人とし、ご利用者が契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合にも継続して事務を行うこと、またはご利用者が契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合には、介護者等に契約者を変更することを約した契約を締結することを求めることができるものとします。

（協議事項）
第２０条　本契約に疑義が生じた場合または本契約に定められていない事項が生じた場合には、契約者と事業者は誠意をもって協議のうえ解決に努めるものとします。

（契約期間、更新）
第２１条　本契約の有効期間は契約締結の日から６ヶ月とします。契約期間満了の１週間前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に６ヶ月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
　上記契約の締結を証するため、本書２通を作成し、ご利用者、事業者それぞれ記名捺印のうえ各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

利用者　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

代理人　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

事業者　　住所　大阪府大阪市福島区吉野４丁目29番18号
（事業者名）　いきいきケアプラン相談室

代表者氏名　　藤　田　　昌　弘　　　　　　印

管理者氏名　　門　林　　広　幸　　　　　　印